

Q パート従業員の育児のための勤務時間短縮は

A 育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する男女労働者が就業しながら子を養育することを容易にするための勤務時間の短縮等の措置等を講ずることを事業主に義務づけています（同法第23条）。

この勤務時間の短縮等の措置等には、

- ① 短時間勤務制度
- ② フレックスタイム制度
- ③ 始業または終業時刻の繰り上げまたは繰り下げの制度（所定労働時間を変更しないもの）
- ④ 所定労働時間を超えて労働させない制度
- ⑤ 託児所施設その他これに準ずる便宜の供与
- ⑥ 育児休業の制度に準ずる措置

があります。

1歳に満たない子を養育する労働者で育児休業中でない者には①～⑤の措置のうちから、1歳から3歳未満の子を養育する労働者については①～⑥の措置のうちから、必ず1つを実施しなければなりません。

この勤務時間の短縮等の措置等については、日々雇い入れられる労働者のほか、労使協定の締結を条件に、

- ㉞ 入社1年未満の者
- ㉟ 配偶者などの子の親が常態として子を養育できる状況にある者
- ㊱ 週の所定労働日数が2日以下の者

を適用除外とすることができますが、適用除外者に該当しない場合は、パートタイマーであってもこれらの措置を適用しなければなりません。

ただし、行政解釈においては、「法第23条第1項の勤務時間の短縮等の措置として短時間勤務の制度を設ける場合においては、勤務時間が1日6時間以下の労働者については、当該制度を適用する必要はなく、また、法第23条第1項の勤務時間の短縮等の措置等の措置として他の制度等を適用することも基本的には必要ない」とされています（平16・12・28 職発第1228001号、雇児発第1228002号）。